障害者虐待防止法の概要と近年における動向等について

滋賀県健康医療福祉部　障害福祉課

●はじめに

主な内容

〇障害者虐待防止法について

〇障害者虐待にかかる近年の動向等について
（全国・滋賀県）

〇まとめ

●障害者虐待防止法について

●経過等

●障害者の権利に関する条約の批准

平成18年12月	国際連合で採択
平成20年　5月	条約発効
平成23年　6月	障害者虐待防止法成立
平成23年　8月	障害者基本法改正
平成24年　6月	障害者総合支援法成立
平成25年　6月	障害者差別解消法成立
平成26年　1月	日本　条約批准

●法律は何を目的としているか？

障害者虐待防止法　第1条（目的）　※条文を一部省略

1. 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するもの
2. 障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要
3. ①障害者に対する虐待の禁止
   ②国等の責務　（※国、地方公共団体、国民、早期発見）
   ③障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置
   ④養護者の負担の軽減を図ること等の養護者支援の措置等を定めることにより
4. 障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする

●虐待の禁止

障害者虐待防止法　第3条

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

◎障害者差別の禁止

○障害者基本法　第4条

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

○障害者の権利に関する条約　第2条

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

●障害者虐待の定義は？

●「障害者」

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

●「障害者虐待」

①養護者による障害者虐待

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

③使用者による障害者虐待

●「養護者」「施設従事者等」「使用者」

●「養護者」とは

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう

※身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行なっている障害者の家族、親族、同居人等

●「障害者施設従事者等」とは

≒障害者総合支援法に係る事業に従事する者

●「使用者」とは

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為する者

●虐待とは？

① 身体的虐待

② 性的虐待

③ 心理的虐待

④ 放棄・放任（ネグレクト）

⑤ 経済的虐待

① 身体的虐待

身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為
身体を縛りつけたり過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為

（例）

・平手打ち　・殴る　・蹴る　・つねる　・やけど　・打撲

・代替方法があるにもかかわらず、本人を乱暴に扱う（無理に食べ物を口に入れる、移動時に無理に引きずる）

・**正当な理由のない身体拘束**
（椅子やベット等に縛り付ける、行動を制限するためにミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める等）

出典：「市町村・都道府県における 障害者虐待の防止と対応」（厚生労働省R2.10月）

● 身体拘束も虐待である（１）

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」
⇒身体的虐待。　「正当な理由」は例外的な場合

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

①切迫性　… 本人または他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと（複数職員での確認が必要）

③一時性　… 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間であること

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 H13.3月）

● 身体拘束も虐待である（２）

①組織による決定と個別支援計画への記載

＊ 管理者、サービス管理責任者、運営規定に基づいて定められている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席している会議での検討・決定

＊個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

②本人・家族への十分な説明

利用者本人や家族に十分な説明を行い、了解を得ること

③必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する（身体拘束廃止未実施減算）

② 性的虐待

わいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

性的な行為やその強要

＊表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。

＊身体障害の場合でも心理的に抵抗できないことがあることに注意

（例）

・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスをする

・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる

③ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること

（例）

- 「バカ」「あほ」など侮辱する言葉、怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 仲間に入れない、意図的な無視
- 子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする
- 罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」

「著しい」とは？

セクハラの判断においても、加害側の解釈・見解によるのではなく、被害側の受け止めの問題とされている

④ 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、虐待行為の放置等養護を著しく怠ること

食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、身体・精神的状況を悪化、又は不当に保持しないこと

○ 養護者以外の同居人、事業所の他の利用者、他の労働者による身体的・性的・心理的虐待の著しい放置　⇒　見て見ぬふりも虐待となりうる

○ セルフネグレクト

（例）本人の食事拒否、本人の医療・福祉サービス拒否、ゴミ屋敷

本人の意思に基づいているように見える場合であっても、障害者本人の生活環境、身体的・精神的な状態を悪化させるのであれば養護者等の虐待となることもある

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること

本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

（例）

・年金や賃金を渡さない
・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

〇養護者、施設従事者等、使用者以外からの経済的被害

⇒43条　財産上の不当取引による被害の防止（相談・関係機関紹介）

● 早期発見等

第6条　国及び地方公共団体の障害者福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

２　障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

３　前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

● 通報は？

〇通報義務 「速やかに通報しなければならない」

〇通報は守秘義務違反にならない

刑法 の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報をすることを妨げるものと解釈してはならない （7条、16条、22条）

〇通報した職員は法律によって保護される

通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない〔施設従事者等、使用者〕 （16条、22条）

＊ただし、虚偽、一般的に合理性のない過失によるものを除く

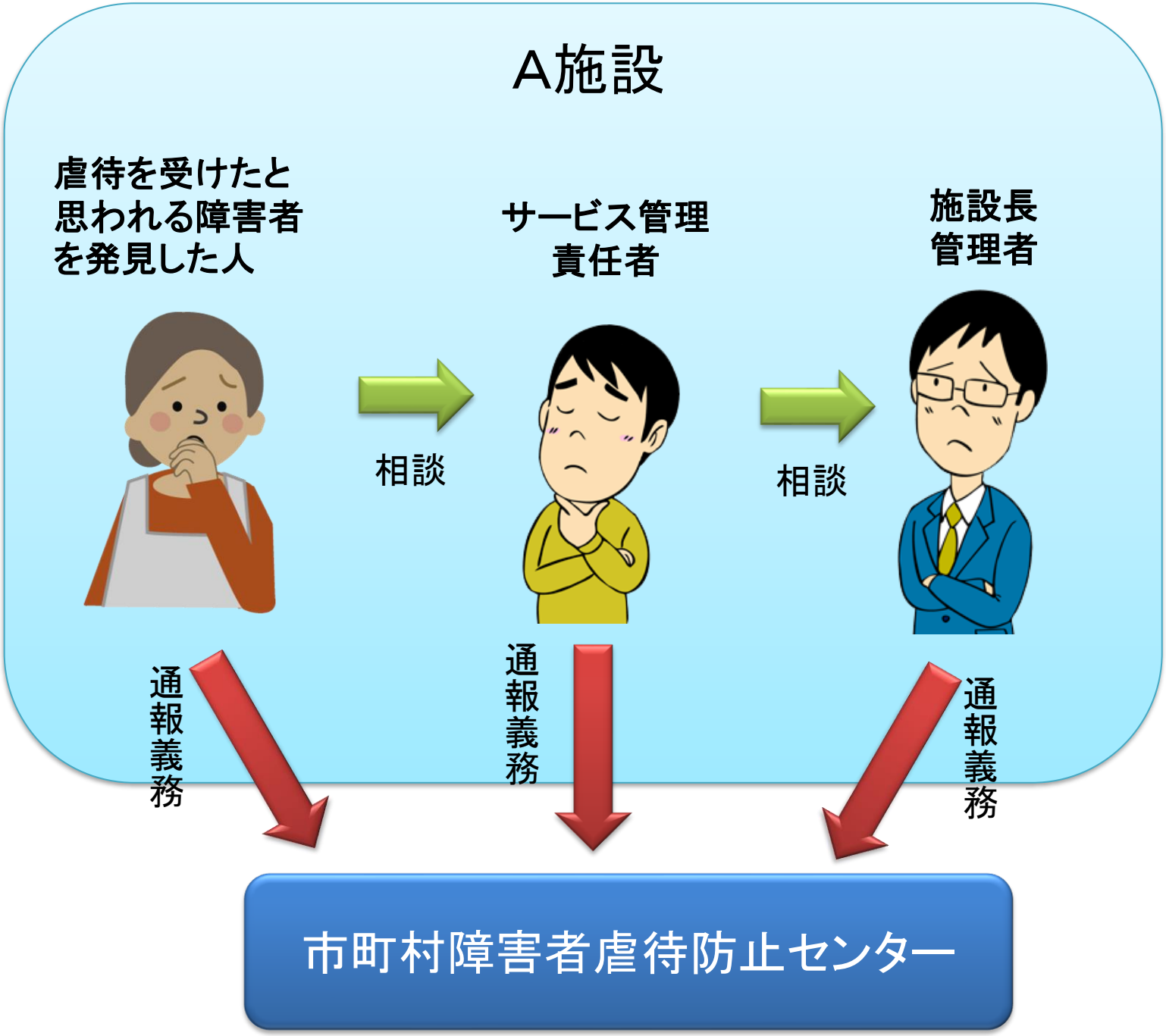
A施設
虐待を受けたと思われる障害者を発見した人
サービス管理責任者
施設長管理者
相談
相談
通報義務
通報義務
通報義務
市町村障害者虐待防止センター

具体的スキーム
①養護者による障害者虐待

虐待発見

通報

市町村

（障害者虐待防止センター）

①事実確認（立入調査等）
　⇒〔虐待の判断〕
②措置（一時保護、後見審判請求）

通報と虐待認定は別

養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。（7条）

具体的スキーム
②施設従事者による障害者虐待

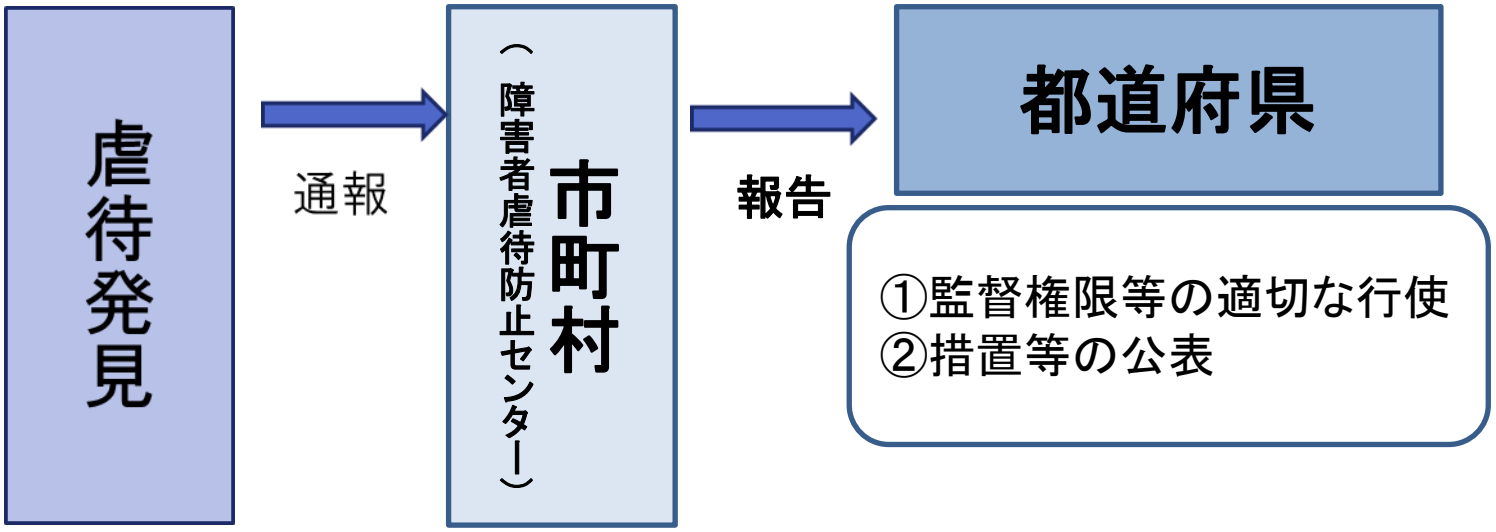

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。（16条）

具体的スキーム
③使用者による障害者虐待

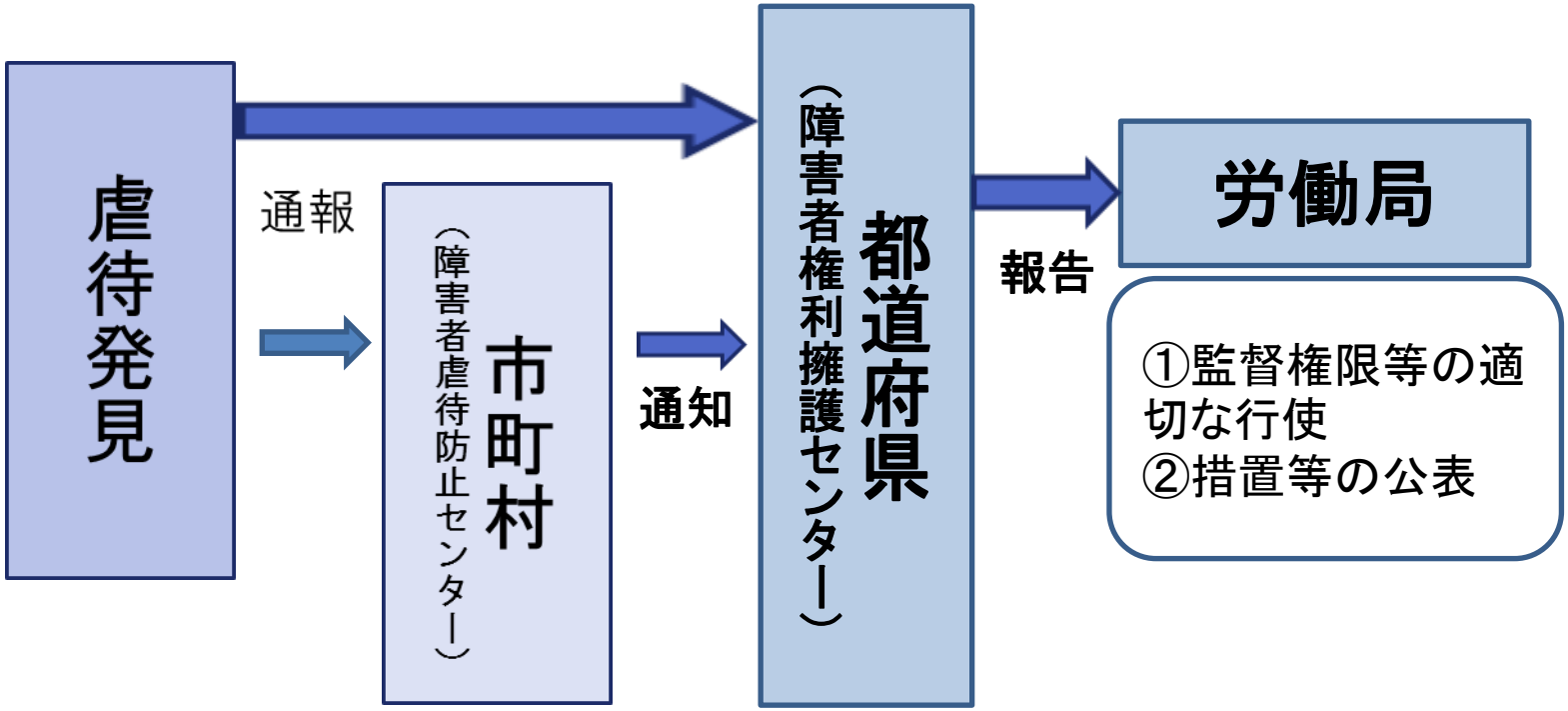

使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。（22条）

● 障害者虐待の判断のポイント

ア　虐待をしているという「自覚」は問わない

・虐待者が気づいていない場合

・しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案

イ　障害者本人の「自覚」は問わない

・障害特性から認識できないことがある

・本人があきらめていることがある

ウ　親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

●マニュアル改訂のポイント

- 障害者虐待防止法の意義、障害福祉サービス事業書としての使命、障害者虐待を契機に再生した事業所事例、通報の重要性について追記（P5～P7）
- 障害者福祉施設従事者による障害者虐待類型（例）について修正（P9～P12）
- 通報後の通報者の保護について追記（P14）
- 虐待を防止するための体制について「運営責任者の責務」「事業所としての体制整備」「虐待防止委員会の役割」「通報手順」についての記載を追記、充実（P15～P20）
- 「虐待が疑われる事案があった場合の対応」について「個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割」を追記。（P30）
- 「身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて」について肢体不自由の利用者について適切なベルト類の使用等について記載（P36～P38）
- 「やむを得ず身体拘束を行う3要件」について、3要件全て満たす必要がある旨を追記（P35）
- 「身体拘束・行動制限を止めた例」について追記（P38）
- 「行動障害のある利用者への適切な支援」について「強度行動障害の状態にある人が虐待に遭いやすいこと」「強度行動障害支援者養成研修があること」を追記し、前手引きで記載されていた「具体的な対応」を削除（P39～P41）
- 「職場内虐待防止法研修用冊子」の内容を充実し、研修資料として活用しやすいように別冊化。

●障害者虐待にかかる近年の動向等について（全国・滋賀県）

●障害者虐待の発生件数について

○全国の状況（厚生労働省調べ）

平成30年度都道府県・市区町村における障害者虐待への対応状況等（調査結果）

【調査結果（全体像）】

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">養護者による
障害者虐待</th><th rowspan="2">障害者福祉施設従事者等
による障害者虐待</th><th colspan="3">使用者による障害者虐待</th></tr>
<tr><th></th><th colspan="2">（参考）都道府県労働局の
対応</th></tr>
<tr><td>市区町村等への
相談・通報件数</td><td>5,331 件
(4,649 件)</td><td>2,605 件
(2,374 件)</td><td>641 件
(691 件)</td><td rowspan="2">虐待判断
件数</td><td rowspan="2">541 件
(597 件)</td></tr>
<tr><td>市区町村等による
虐待判断件数</td><td>1,612 件
(1,557 件)</td><td>592 件
(464 件)</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>被虐待者数</td><td>1,626 人
(1,570 人)</td><td>777 人
(666 人)</td><td>被虐待者数</td><td>900 人
(1,308 人)</td></tr>
</table>

（注１） 上記は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回調査(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)のもの。

（注２） 都道府県労働局の対応については、令和元年 8 月 28 日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

平成30年度　障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞

相談通報

5,331件

主な通報届出者内訳

- 警察　(31.8%)
- 本人による届出　(17.1%)
- 障害者福祉施設・事業所の職員　(15.6%)
- 相談支援専門員　(15.4%)
- 当該市区町村行政職員　(6.5%)
- 家族・親族　(4.0%)

都道府県

87件

市区町村に連絡した事例　52件

明らかに虐待でないと判断した事例　35件

52件

5,244件

市区町村

＊平成29年度に通報・届出があった事案112件を含む

事実確認調査

事実確認調査を行った事例　4,667件

うち、法第11条に基づく立入調査　109件

事実確認調査を行っていない事例　776件

- 明らかに虐待ではなく調査不要　452件
  ＊都道府県判断の35件を含む
- 調査を予定、又は検討中　51件

虐待の事実が認められた事例

1,612件

被虐待者数 1,626人

虐待者数 1,774人

（死亡事例：0人）

虐待事例に対する措置

虐待者と分離した人数　688人

①	障害福祉サービスの利用	45.2%
②	措置入所	10.6%
③	①、②以外の一時保護	14.8%
④	医療機関への一時入院	15.8%
⑤	その他	13.5%
①～⑤のうち、面会制限を行った事例		32.1%

虐待者と分離しなかった人数 709人

①	助言・指導	55.9%
②	定期的な見守りの実施	44.1%
③	サービス等利用計画見直し	16.5%
④	新たに障害福祉サービス利用	11.3%

現在対応中・その他　229人

介護保険サービスを利用、虐待者・被虐待者の転居、入院中等

成年後見制度の審判請求　111人

うち、市町村長申立　47人

虐待者（1,774人）

- 性別
  男性（62.2%）、女性（37.8%）
- 年齢
  60歳以上（40.0%）、50～59歳（24.0%）
  40～49歳（18.4%）
- 続柄
  父（24.4%）、母（24.3%）、夫（12.6%）
  兄弟（12.5%）

虐待行為の類型（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
63.6%	4.0%	29.4%	14.6%	21.2%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

虐待者が虐待と認識していない	45.6%
家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.9%
虐待者の知識や情報の不足	24.8%
虐待者の介護疲れ	22.0%
家庭における経済的困窮（経済的問題）	19.2%

被虐待者（1,626人）

- 性別　男性（35.2%）、女性（64.8%）
- 年齢
  20～29歳（22.1%）、40～49歳（22.1%）
  50～59歳（19.8%）
- 障害種別（重複障害あり）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.7%	53.0%	36.7%	3.3%	1.9%

- 障害支援区分のある者　（55.7%）
- 行動障害がある者　（26.7%）
- 虐待者と同居　（84.4%）
- 世帯構成
  両親と兄弟姉妹（14.8%）、両親（12.8%）、配偶者（9.0%）
  母（8.8%）、単身（8.7%）

平成30年度　障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

相談通報

2,605件

主な通報届出者内訳

- ●当該施設・事業所職員　(17.9%)
- ●本人による届出　(17.8%)
- ●家族・親族　(12.9%)
- ●設置者・管理者　(12.6%)
- ●相談支援専門員　(9.0%)

2,310件

市区町村

＊平成29年度に通報・届出があった事案90件を含む

事実確認調査　(2,656件)

- 事実確認調査を行った事例　2,244件
  - うち、虐待の事実が認められた事例　672件
  - うち、さらに都道府県による事実確認調査が必要とされた事例　7件
- 事実確認調査を行わなかった事例　412件
  - うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例　9件

295件

256件（連絡した市区町村数）

都道府県

＊平成29年度に通報・届出があった事案3件を含む
＊監査・実地指導等により判明した事案7件を含む

※5　580件

※5　15件

事実確認調査を行った事例　(48件)

- 更に都道府県において事実確認を行った事例で虐待事実が認められた事例　3件　→ 3件
- 都道府県調査により虐待の事実が認められた事例　9件　→ 9件

虐待の事実が認められた事例

592件

被虐待者　777人※1
虐待者　634人※2
（死亡事例：2人）

障害者総合支援法等による権限行使等※3

市区町村による指導等

- 施設等に対する指導　389件
- 改善計画提出依頼　309件
- 従事者への注意・指導　175件

障害者総合支援法等による権限の行使等

- 報告徴収・出頭要請・質問・立入検査　191件
- 改善勧告　38件
- 改善命令　1件
- 指定の全部・一部停止　8件
- 指定取消※4　3件
- 都道府県・政令市・中核市等による指導　266件

虐待者（634人）

- ● 性別
  男性（70.5%）、女性（29.5%）
- ● 年齢
  60歳以上（18.5%）、50～59歳（17.5%）
  40～49歳（15.3%）
- ● 職種
  生活支援員（42.3%）、
  その他従事者（10.3%）、
  管理者（9.5%）、世話人（7.1%）、
  サービス管理責任者（4.9%）

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.0%
倫理観や理念の欠如	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%

虐待行為の類型（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.7%	13.3%	42.6%	5.7%	7.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	136	23.0%
居宅介護	16	2.7%
重度訪問介護	6	1.0%
行動援護	1	0.2%
療養介護	15	2.5%
生活介護	106	17.9%
短期入所	17	2.9%
自立訓練	2	0.3%
就労移行支援	4	0.7%
就労継続支援A型	37	6.3%
就労継続支援B型	74	12.5%
共同生活援助	89	15.0%
一般相談支援事業所及び特定相談支援事業所	2	0.3%
移動支援事業	4	0.7%
地域活動支援センターを経営する事業	7	1.2%
福祉ホームを経営する事業	1	0.2%
児童発達支援	4	0.7%
放課後等デイサービス	70	11.8%
児童相談支援事業	1	0.2%
合計	592	100.0%

被虐待者（777人）

- ● 性別
  男性（65.6%）、女性（34.4%）
- ● 年齢
  20～29歳（18.8%）、40～49歳（18.1%）
  ～19歳（18.0%）、30～39歳（14.5%）
- ● 障害種別（重複障害あり）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%

- ● 障害支援区分のある者　(67.1%)
- ● 行動障害がある者　(32.3%)

※1　不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の18件を除く574件が対象。
※2　施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった52件を除く540件が対象。
※3　平成30年度末までに行われた権限行使等。
※4　指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
※5　同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない

●障害者虐待の発生件数について

○滋賀県の状況

【調査結果の全体像】

		平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
養護者による障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	132 件	146 件	124 件
	虐待判断件数	71 件	72 件	69 件
	被虐待者数	71 人	72 人	69 人
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	59 件	46 件	49 件
	虐待判断件数	28 件	16 件	5 件
	被虐待者数	39 人	16 人	5 人
使用者による障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	11 件	14 件	6 件
	虐待判断件数			
	被虐待者数			

※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありとして滋賀労働局長に報告した件数（滋賀労働局において虐待判断が行われますが、件数等は公表されていません）

1．養護者による障害者虐待についての対応状況

表１　相談・通報者（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計（実数）
H30年度	件数	27	6	3	1	3	50	1	11	15	4	4	8	0	132
	割合	20.5%	4.5%	2.3%	0.8%	2.3%	37.9%	0.8%	8.3%	11.4%	3.0%	3.0%	6.1%	0.0%	－
H29年度	件数	22	5	1	5	1	62	0	2	28	8	4	14	1	146
	割合	15.1%	3.4%	0.7%	3.4%	0.7%	42.5%	0.0%	1.4%	19.2%	5.5%	2.7%	9.6%	0.7%	－

（注）割合は、相談・通報件数の総数（H30：132件、H29：146件）に対するもの。

表２　虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計（実数）
H30年度	件数	32	0	22	11	18	71
	割合	45.1%	0.0%	31.0%	15.5%	25.4%	－
H29年度	件数	37	2	36	13	15	72
	割合	51.4%	2.8%	50.0%	18.1%	20.8%	－

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数（H30：71件、H29：72件）に対するもの。

表３　虐待の深刻度（各市町の判断によるもの）

		重度 生命・身体・生活に 関する重大な危険	中度 生命・身体・生活に 著しい影響	軽度 生命・身体・生活 への影響	合計
H30 年度	件数	17	27	27	71
	割合	23.9%	38.0%	38.0%	100.0%
H29 年度	件数	8	23	41	72
	割合	11.1%	31.9%	56.9%	100.0%

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数（H30：71 件、H29：72 件）に対するもの。

表４　被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H30年度	人数	18	53	71
	割合	25.4%	74.6%	100.0%
H29年度	人数	27	45	72
	割合	37.5%	62.5%	100.0%

（注）割合は、被虐待者数の総数（H30：71人、H29：72人）に対するもの。

表５　被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
H30年度	人数	7	23	7	14	15	3	2	0	71
	割合	9.9%	32.4%	9.9%	19.7%	21.1%	4.2%	2.8%	0.0%	100.0%
H29年度	人数	4	21	16	12	11	5	3	0	72
	割合	5.6%	29.2%	22.2%	16.7%	15.3%	6.9%	4.2%	0.0%	100.0%

（注）割合は、被虐待者数の総数（H30：71人、H29：72人）に対するもの。

表６　被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計（実数）
H30年度	人数	9	43	21	1	0	1	71
	割合	12.7%	60.6%	29.6%	1.4%	0.0%	1.4%	－
H29年度	人数	19	40	19	2	3	0	72
	割合	26.4%	55.6%	26.4%	2.8%	4.2%	0.0%	－

（注）割合は、被虐待者数の総数（H30：71人、H29：72人）に対するもの。

表７　被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
H30年度	人数	18	25	8	1	1	2	0	0	13	0	1	5	0	74
	割合	24.3%	33.8%	10.8%	1.4%	1.4%	2.7%	0.0%	0.0%	17.6%	0.0%	1.4%	6.8%	0.0%	100.0%
H29年度	人数	23	21	14	1	5	1	2	0	11	0	0	3	1	82
	割合	28.0%	25.6%	17.1%	1.2%	6.1%	1.2%	2.4%	0.0%	13.4%	0.0%	0.0%	3.7%	1.2%	100.0%

（注）割合は、虐判者数の総数（H30：74人、H29：82人）に対するもの。

表８　虐待への対応策としての分離の有無

	H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	17	23.9%	23	31.9%
被虐待者と虐待者を分離していない事例（一度も分離していない事例）	49	69.0%	44	61.1%
現在対応について検討・調整中の事例	3	4.2%	0	0.0%
その他	2	2.8%	5	6.9%
合計	71	100.0%	72	100.0%

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数（H30：71件、H29：72件）に対するもの。

表９　分離を行った事例における対応の内訳（複数回答）

	H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合
契約による障害福祉サービスの利用	12	70.6%	12	52.2%
身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	2	11.8%	2	8.7%
障害福祉サービスの利用または措置以外の方法による一時保護	1	5.9%	5	21.7%
医療機関への一時入院	2	11.8%	0	0.0%
その他	0	0.0%	4	17.4%
合計	17	100.0%	23	100.0%
（分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例）	2	11.8%	8	34.8%

（注）割合は、分離を行った事例件数の総数（H30：17件、H29：23件）に対するもの。

表 10　分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答）

	H30年度		H29年度	
	件数	割合	件数	割合
養護者に対する助言・指導（介護負担軽減のための事業に至った事例を除く）	24	49.0%	30	68.2%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	3	6.1%	0	0.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	10	20.4%	3	6.8%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	13	26.5%	13	29.5%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	2	4.1%	2	4.5%
再発防止のための定期的な見守りの実施	18	36.7%	20	45.5%
その他	3	6.1%	2	4.5%
合計（実数）	49	－	44	－

（注）割合は、分離していない事例件数の総数（H30：49件、H29：44件）に対するもの。

２．障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

表 11　相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	教職員	相談支援専門員、他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所利用者	当該市町行政職員	警察	運営適正化委員会	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計（実数）
H30年度	件数	9	7	1	0	1	10	8	2	12	1	0	0	1	0	1	4	3	59
	割合	15.3%	11.9%	1.7%	0.0%	1.7%	16.9%	13.6%	3.4%	20.3%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	1.7%	6.8%	5.1%	－
H29年度	件数	9	1	2	0	0	3	7	1	9	0	1	1	0	0	2	7	4	46
	割合	19.6%	2.2%	4.3%	0.0%	0.0%	6.5%	15.2%	2.2%	19.6%	0.0%	2.2%	2.2%	0.0%	0.0%	4.3%	15.2%	8.7%	－

（注）割合は、相談・通報件数の総数（H30：59件、H29：46件）に対するもの。

表 12　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	H30 年度		H29 年度	
	件数	割合	件数	割合
障害者支援施設	3	14.3%	3	18.8%
療養介護	0	0.0%	0	0.0%
生活介護	2	9.5%	5	31.3%
短期入所	2	9.5%	0	0.0%
就労移行支援	0	0.0%	2	12.5%
就労継続支援 B 型	5	23.8%	2	12.5%
共同生活援助	5	23.8%	3	18.8%
移動支援事業	1	4.8%	0	0.0%
放課後等デイサービス	3	14.3%	1	6.3%
合計	21	100.0%	16	100.0%

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数（H30：21 件、H29：16 件）に対するもの。
H30 年度においては、同一施設での虐待で複数の被虐待者（支給決定市町が異なる）が存在したケースがあったため、虐待判断件数 28 件と異なる。

表 13　虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
H30年度	件数	7	3	14	4	5	28
	割合	25.0%	10.7%	50.0%	14.3%	17.9%	－
H29年度	件数	8	1	12	3	1	16
	割合	50.0%	6.3%	75.0%	18.8%	6.3%	－

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数（H30：28件、H29：16件）に対するもの。

表 14　被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H30年度	人数	21	18	39
	割合	53.8%	46.2%	100.0%
H29年度	人数	9	7	16
	割合	56.3%	43.8%	100.0%

（注）割合は、被虐待者数の総数（H30：39人、H29：16人）に対するもの。

表 15 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
H30年度	人数	3	7	4	7	4	3	11	0	39
	割合	7.7%	17.9%	10.3%	17.9%	10.3%	7.7%	28.2%	0.0%	100.0%
H29年度	人数	1	5	3	2	4	0	1	0	16
	割合	6.3%	31.3%	18.8%	12.5%	25.0%	0.0%	6.3%	0.0%	100.0%

（注）割合は、被虐待者数の総数（H30：39人、H29：16人）に対するもの。

表 16　被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計
H30年度	件数	8	27	8	0	0	0	39
	割合	20.5%	69.2%	20.5%	0.0%	0.0%	0.0%	－
H29年度	件数	8	13	1	2	3	0	16
	割合	50.0%	81.3%	6.3%	12.5%	18.8%	0.0%	－

（注）割合は、被虐待者数の総数（H30：39人、H29：16人）に対するもの。

表 17　虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	H30 年度		H29 年度	
	人数	割合	人数	割合
設置者・経営者	2	9.1%	1	5.6%
サービス管理責任者	4	18.2%	1	5.6%
管理者	0	0.0%	3	16.7%
看護職員	0	0.0%	2	11.1%
生活支援員	9	40.9%	7	38.9%
就労支援員	2	9.1%	0	0.0%
世話人	2	9.1%	0	0.0%
指導員	2	9.1%	0	0.0%
その他従事者	1	4.5%	4	22.2%
合計	22	100.0%	18	100.0%

(注)割合は虐待をおこなった従事者等の総数(H30::22 人、H29:18 人)に対するもの。

表 18　市町による指導等（複数回答）

		H30年度	H29年度
市町による指導等	施設等に対する指導	16	7
	改善計画書提出依頼	11	1
	従事者への注意・指導	13	5
	その他	0	2

表 19　障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等

		H30年度	H29年度
障害者総合支援法または児童福祉法に基づく県および大津市による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	3	1
	改善勧告	0	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	0	0
	指定取消	0	0
	一般指導	10	2

３．使用者による障害者虐待についての対応状況

表 20　相談・通報者（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	相談支援専門員、施設・事業所の職員	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者	成年後見人等	その他	不明	合計
H30年度	件数	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0	11
	割合	54.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	9.1%	0.0%	－
H29年度	件数	2	0	0	0	2	4	0	0	0	3	0	1	2	0	14
	割合	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	21.4%	0.0%	7.1%	14.3%	0.0%	－

（注）割合は、相談・通報件数の総数（H30：11件、H29：14件）に対するもの。

●まとめ

● 虐待が起こった場合

- 隠さず、伝えることが大切
- 早期発見・早期対応
- <u>原因の分析と再発の防止</u>

～障害者の権利擁護の視点

～組織的な対応（関わりや支援の質の向上）と再発防止策

● 皆様へ

①早期発見しうる立場にいる

養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待いずれについても気づきを

②虐待者になってしまう可能性

“虐待の芽”に気づき、虐待が防止できるよう努めること。個人のみならず、組織としての取組みが重要

風通しをよくすること、第三者の気づきが大切！！

主催 滋賀県

令和２年度障害者虐待防止事例報告会

障害者虐待防止に積極的に取り組んだ虐待認定を受けた施設の事例を学び、市町職員の方や施設従事者の方が、虐待事案発生時の対応や虐待認定後の取り組み等を共有することで、職員の質の向上および再発防止の重要性等について理解を深めてみませんか。

日時 令和３年１月27日(水)
13:30～15:30（受付 13:00～）

会場 滋賀県庁 新館 7F 大会議室

対象
・市町職員
・施設で虐待防止に取り組む中間管理職

申込方法 参加をご希望の方は、裏面参加申込書によりメールまたはＦＡＸにてお申し込みください。

【プログラム】

13：35～ 令和元年度県内における施設従事者等による障害者虐待事案の状況について

13：50～ 「社会福祉法人虹の会」の取組紹介
業務執行理事 事務局長 川島 和久 氏

14：20～ 討論（シンポジウム）
進行：せせらぎ法律事務所
弁護士 竹下 育男 氏
出演：小川司法書士・社会福祉士事務所
司法書士 小川 学 氏
社会福祉法人虹の会
業務執行理事 事務局長 川島 和久 氏
高島市地域包括支援課
主査 岸 かおり 氏